

記者発表

記者発表資料
配付日

令和6年2月22日

■発表先：岡山県政記者クラブ

高梁川水系水利用協議会 第2回渇水調整会議を開催します
～今後の渇水調整（取水制限解除）について協議します～

高梁川水系水利用協議会(事務局:岡山河川事務所)は、高梁川水系の主要6ダム(河本ダム、高瀬川ダム、小阪部川ダム、新成羽川ダム、千屋ダム、三室川ダム)の合計貯水量が減少したことから、11月7日開催の「第1回渇水調整会議」の結果を踏まえ、11月14日に第1次取水制限を開始しました。

その後、貯水量が回復に転じ、平年並み貯水量となる見通しとなったことから、今後の渇水調整について協議するため、「高梁川水系 渇水対応タイムライン」(別紙1)に基づき、「高梁川水系水利用協議会 第2回渇水調整会議」を下記のとおり開催します。

【 令和5年度 高梁川水系水利用協議会 第2回渇水調整会議 】

日 時： 令和6年2月28日(水) 14時～15時

場 所： 国土交通省岡山河川事務所 2階会議室

(岡山市北区鹿田町2丁目4番36号)

協議会委員： 別紙2のとおり

会議中の撮影は可能ですが、移動を伴う撮影は、冒頭挨拶までとさせていただきます。冒頭挨拶後につきましては、会議進行の都合上、会場後方より撮影をお願いします。

<問い合わせ先>

高梁川水系水利用協議会 事務局

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 086-223-5101 (代表)

副所長 柏原 良彦 (かしはら よしひこ)

占用調整管理官 岩川 宜嗣 (いわかわ よしつぐ)

管理課長 武本 吉弘 (たけもと よしひろ)

高梁川水系 濁水対応タイムライン

6ダム貯水量	6ダム貯水率	濁水(貯水量等)の状況及び期間	観測の目安	取水制限解除(緩和)の目安	河川管理者	ダム管理者	上水道事業者	工業用水(道)事業者	かんがい事業者	発電事業者
107,000千m ³ ~ 69,000千m ³	100% ~ 55%程度	濁水発生前	千屋ダム、河本ダム、高瀬川ダム、三室川ダム、小坂部川ダム及び新成羽川ダム(6ダム)の貯水量の合計が54,000千m ³ (50%)を下回る恐れがある場合	植蘭会による協議 取水制限(全面)解除	【平常からの濁水対応川管理】 ○適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【平常からの情報収集】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集 ○ダム運用に係る事前調整	【平常からの濁水対応ダム運用】 ○適正なダム運用による利水補給 【平常からの情報監視】 ○気象情報、ダム水位、貯水率等の監視 ○ダム運用に係る事前調整	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備 ○日々の取水管理	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○日々の取水管理	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○日々の取水管理	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び発電施設の点検並びに整備
59,000千m ³ ~ 43,000千m ³	55%程度 ~ 40%程度	準備期 約14日 濁水発生 貯水率が減少傾向にあり、水利利用を自主的に制限している状況	▼54,000千m ³ (50%)程度 濁水調整準備会開催 6ダムの貯水量の合計が43,000千m ³ (40%)を下回る恐れ等がある場合で、水利利用者からの申請があった場合は緊急に水利利用の調整を行わなければならない場合 ▼48,000千m ³ (43%)程度 濁水調整準備会開催(第1回) ※取水制限実施について協議 濁水の状況(上水5%・工業10%・農水20%)を参考に調整・協議が深い次第取水制限開始 濁水調整準備会の結果に基づき取水制限開始 ※6ダム統合運用開始	植蘭会による協議 取水制限(一部)解除	【平常からの濁水対応川管理】 ○適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の状況注視 【濁水対策の推進】 ○濁水調整準備会の開催及び情報提供 ○6ダム統合運用を想定した事前調整等 ○濁水調整準備会への参加	【平常からの濁水対応ダム運用】 ○適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化 【濁水対策の推進】 ○6ダム統合運用への移行 ○取水制限のための利水補給調整 ○濁水調整準備会への参加(継続)	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築 ○市民等への節水呼びかけ ○地下水及び地水系の河川利用 ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応 ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築 ○工業用水事業者から受水者への節水呼びかけ ○地下水の利用 ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応 ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築 ○工業用水事業者から受水者への節水呼びかけ ○地下水の利用 ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応 ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び発電施設の点検並びに整備(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化 ○発電施設への影響の監視 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築 ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応 ○発電施設状況の情報共有
43,000千m ³ ~ 25,000千m ³	40%程度 ~ 23%程度	濁水発生中 約15日 濁水発生 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況	▼48,000千m ³ (43%)程度 濁水調整準備会開催(第2回) ※取水制限実施について協議 濁水の状況(上水10%・工業10%・農水30%)を参考に調整・協議が深い次第取水制限強化 ▼43,000千m ³ (39%)程度 濁水調整準備会開催(第3回) ※取水制限実施について協議 濁水の状況(上水20%・工業20%・農水50%)を参考に調整・協議が深い次第取水制限強化 ▼35,000千m ³ (33%)程度 濁水調整準備会開催 ▼32,000千m ³ (30%)程度 濁水調整準備会開催(第2回) ※取水制限実施について協議 濁水の状況(上水10%・工業10%・農水30%)を参考に調整・協議が深い次第取水制限強化 ▼25,000千m ³ (23%)程度 濁水調整準備会開催	植蘭会による協議 取水制限緩和(段階的に制限緩和)	【平常からの濁水対応川管理】 ○適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【濁水対策の推進】 ○関係機関との連携強化(継続) ○濁水調整準備会の開催及び情報提供(継続) ○H中による広域の実施(継続) ○環境調査の実施(継続) ○死水の取水検討	【平常からの濁水対応ダム運用】 ○適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○6ダム統合運用(継続) ○取水制限のための利水補給調整(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○死水の取水検討	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○市民等への節水呼びかけ(継続) ○地下水及び地水系の河川利用(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○工業用水事業者から受水者への節水呼びかけ(継続) ○地下水の利用(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) ○発電施設への影響の監視(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○発電施設状況の情報共有	
25,000千m ³ ~ 14,000千m ³	23%程度 ~ 13%程度	異常濁水期 約9日 濁水発生 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況	▼21,000千m ³ (20%)程度 濁水調整準備会開催(第3回) ※取水制限実施について協議 濁水の状況(上水30%・工業30%・農水50%)を参考に調整・協議が深い次第取水制限強化 ▼14,000千m ³ (13%)程度 濁水調整準備会開催	植蘭会による協議 取水制限緩和(段階的に制限緩和)	【平常からの濁水対応川管理】 ○適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【濁水対策の推進】 ○関係機関との連携強化(継続) ○濁水調整準備会の開催及び情報提供(継続) ○H中による広域の実施(継続) ○環境調査の実施(継続) ○死水の取水検討	【平常からの濁水対応ダム運用】 ○適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○6ダム統合運用(継続) ○取水制限のための利水補給調整(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○死水の取水検討	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○市民等への節水呼びかけ(継続) ○地下水及び地水系の河川利用(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○工業用水事業者から受水者への節水呼びかけ(継続) ○地下水の利用(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) ○発電施設への影響の監視(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○発電施設状況の情報共有	
14,000千m ³ ~ 0千m ³	13%程度 ~ 0%	危機的濁水期 約12日 濁水発生 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況	▼17,000千m ³ (16%)程度 濁水調整準備会開催(第4回) ※取水制限実施について協議 濁水の状況(上水30%・工業50%・農水70%)を参考に調整・協議が深い次第取水制限強化 ▼17,000千m ³ (16%)程度 濁水調整準備会開催(第5回) ※取水制限実施について協議 濁水の状況(上水40%・工業70%・農水80%)を参考に調整・協議が深い次第取水制限強化	植蘭会による協議 取水制限緩和(段階的に制限緩和)	【平常からの濁水対応川管理】 ○適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【濁水対策の推進】 ○関係機関との連携強化(継続) ○濁水調整準備会の開催及び情報提供(継続) ○H中による広域の実施(継続) ○環境調査の実施(継続) ○死水の取水検討	【平常からの濁水対応ダム運用】 ○適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○6ダム統合運用(継続) ○取水制限のための利水補給調整(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○死水の取水検討	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○市民等への節水呼びかけ(継続) ○地下水及び地水系の河川利用(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○工業用水事業者から受水者への節水呼びかけ(継続) ○地下水の利用(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○給水制限(時間)の検討 ・給水による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【平常からの濁水対応施設等管理】 ○日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ○取水管理状況の情報共有(継続) 【状況監視】 ○気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ○取水地点の河川状況監視強化(継続) ○発電施設への影響の監視(継続) 【濁水対策の推進】 ○濁水に備えた体制構築(継続) ○濁水調整準備会への参加(継続) ○取水制限への対応(継続) ○発電施設状況の情報共有	

※このタイムラインは、濁水被害を最小にとるために千屋ダム・河本ダム・高瀬川ダム・三室川ダム・小坂部川ダム・新成羽川ダムに貯水率に応じて想定される対策、行動を示したものである。
 ※基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとなりますが、各機関のその時の状況及び立地により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。
 ※平成20年7月に策定した「高梁川濁水調整に関する行動計画」に従って、タイムラインを作成したものであり、当該行動計画の趣旨と相違するものではありません。
 ※ダム貯水率の減少スピードにより、濁水調整準備会の開催時期は前後する可能性があります。(その場合、必要に応じて各利水者からのご意見を聴取する場合があります。)
 ※濁水対応後に関係機関が共同して、PDCサイクルを通して課題の抽出と改善の方向性を共有し、濁水対応タイムラインを改善するPDCサイクルを絶えず継続するものとします。

高梁川水系水利用協議会 関係機関

	機 関 名
1	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
2	国土交通省中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所
3	岡山県 保健医療部
4	岡山県 農林水産部
5	岡山県 土木部
6	岡山県 企業局
7	新見市 建設部
8	高梁市 土木部
9	倉敷市 水道局
10	岡山県南部水道企業団
11	備南水道企業団
12	岡山県西南水道企業団
13	岡山県広域水道企業団
14	倉敷市 文化産業局 農林水産部
15	湛井十二箇郷組合
16	湛井十二箇郷組合議会
17	上原井領土地改良区
18	高梁川東西用水組合
19	総社市 産業部
20	上成乙島用水組合
21	笠岡湾干拓土地改良区
22	浅口市寄島総合支所
23	アサヒ飲料(株) 岡山工場
24	(株)クラレ倉敷事業所
25	中国電力(株)電源事業本部東部水力センター
26	高梁川用水土地改良区

計26機関